お知らせ

狂犬病予防集合注射

市は、狂犬病予防集合注射を行います。

犬の飼い主には、次のことが法律で義務付けられています。

▼生後91日以上の犬を登録し、鑑札の交付を受ける

▼年1回の狂犬病予防注射を接種させ、注射済票の交付を受ける

▼鑑札と注射済票を犬に着ける

登録は集合注射会場でもできます。登録と注射を忘れずに行いましょう。

【日時・場所】
下表のとおり

【料金】
注射＝3千200円
登録＝3千円

京都府獣医師会所属の動物病院でも接種できます。同会所属の動物病院・集合注射以外で接種した場合は、接種を証明できるものを環境課に提出し、注射済票の交付を受けてください。

【集合注射を受けるときは】

▼犬を登録済みの人は、市が郵送する問診票を記入して持参してください

▼体調の悪い犬は、接種前に獣医師に相談してください

▼犬を制御できる人が連れて来てください

▼首輪が抜けないよう、しっかりと締めて来てください

▼犬のふん袋などを持参してください

【転入・死亡は届け出を】

犬が転入・死亡したときは届け出が必要です。他市区町村で登録している犬は、転入手続きをすれば鑑札を無償で交換します。

【鑑札は迷子札にも】

鑑札や注射済票は迷子札にもなります。紛失した場合は再交付します。

再交付手数料＝▼鑑札…1千600円▼注射済票…340円

【申請・問合せ先】
環境課（☎64・1366）

◆狂犬病予防集合注射の日程

日にち	時間	場所
4月19日(火)	9:20～10:20	北部住民センター
	10:50～11:20	新田辺東住宅公民館
	13:20～13:50	薪公民館
	14:10～14:40	健康村公民館
	15:00～15:30	岡村公民館
4月20日(水)	9:20～ 9:50	草内公民館
	10:10～10:40	高木公民館
	11:00～11:20	同志社山手北公民館
	13:20～13:50	大住ケ丘第二公民館
	14:20～14:50	松井ケ丘公民館
	15:10～15:40	健康ケ丘公民館
4月21日(木)	9:20～ 9:40	飯岡公民館
	10:00～10:30	新興戸公民館
	10:50～11:20	河原公民館
	13:20～14:00	花住坂公民館
	14:20～14:40	山手西公民館
4月22日(金)	9:20～ 9:40	江津公民館
	10:00～10:20	南山学園
	10:40～11:10	水取公民館
	13:20～13:50	田辺区公民館
	14:10～14:30	東田辺公民館
	14:50～15:30	興戸公民館
4月25日(月)	9:20～ 9:40	普賢寺公民館
	10:00～10:20	天王公民館
	10:40～10:55	高船農産加工センター
	11:15～11:35	打田構造改善センター
	13:20～13:50	大住ケ丘第一公民館
	14:20～14:50	一休ケ丘公民館

国民年金

学生は納付猶予あり

学生で保険料を納めることが困難な人は、申請すると納付が猶予されます。未納や申請遅れがあると、事故などで障がいが残ったとき、障害年金を受け取れない場合がありますので、申請をお願いします。

猶予期間は老齢基礎年金額には反映されませんが、受給資格期間には算入されます。また10年以内に納付すれば年金受給額を増やせます。

対象＝大学（大学院・短期）・高等学校・高等専門学校・専修学校・学校教育法で規定する修業課程が1年以上の各種学校などに在学する20歳以上で、前年の所得が基準額以下の人

基準額は、118万円＋扶養親族等の数×38万円です。ただし、基準額を超える所得があっても、離職者は離職票などを添付すると納付猶予が認められる場合があります。

申請方法＝学生証・年金手帳・印鑑を持参

申請・問合せ先＝▼京都南年金事務所（☎075・643・2547）▼市民年金課（☎64・1333）

教育委員会組織を変更 文化振興室を新設

教育委員会事務局は、4月1日から組織の一部を次のとおり変更します。

▼教育総務室内に、文化振興室（☎64・1300）を新設

▼社会教育・スポーツ推進課の文化財保護係が担当していた業務を、文化振興室に移管

文化振興室の主な業務＝文化行政の企画・調整、文化振興、文化施設、文化財保護に関することなど

問合せ先＝教育総務室（☎64・1391）

人事

（職員課（☎64・1324））

教育長を任命

市は、2月22日に開かれた市議会定例会本会議で、現任の山口恭一氏（66）＝宇治市小倉町＝を教育長に任命する人事案件の同意を得て、同氏を任命しました。任期は4月1日から3年間です。

なお、教育委員会制度改革に伴い、教育委員会の代表者としての「教育委員長」と、教育委員会の事務執行の責任者として事務局の指揮監督を行う従来の「教育長」が、新たに「教育長」として一本化されました。

監査委員を選任

市は、2月22日に開かれた市議会定例会本会議で、稲川俊明氏（69）＝吉賀寺＝を監査委員に再任する人事案件の同意を得て、同氏を選任しました。

任期は4月1日から4年間です。

催し・募集

人権教育・啓発推進計画案に意見を

市は、人権教育・啓発に関する施策の基本指針となる第2次人権教育・啓発推進計画を策定しています。同計画の素案がまとまりましたので、皆さんの意見を募集します。

対象＝▼市内に在住・通勤・通学する人▼市内に事務所・事業所などを有する人

資料閲覧場所＝市ホームページ、人権啓発推進課、中央図書館、中央公民館、北部・中部住民センター、三山木福祉会館、老人福祉センター常磐苑・宝生苑、社会福祉センター、女性交流支援ルーム

応募方法＝資料閲覧場所にある募集用紙を持参、郵送・FAX・電子メールで送信してください

しめきり＝5月2日(月)（必着）

応募・問合せ先＝人権啓発推進課（〒610・0393（住所不要）、☎64・1336、FAX64・1305、メールアドレスjinken@kyotanabe.jp）

京都府女性の船

地域・職場で活躍する女性リーダーを育成する「京都府女性の船」の参加者を募集します。

期間＝6月10日(金)～13日(月)、5月28日(土)・7月30日(土)に、事前・事後研修を行います。

訪問先＝北海道

対象＝次のいずれかに該当する人

▼府内に在住・通勤する20歳以上の健康な女性で、すべての研修プログラムに参加できる▼「京都府女性の船」の修了生（2年以内に参加した人を除きます）

定員＝100人

申込方法＝市民参画課か女性交流支援ルームにある申込用紙と作文（**テーマ**＝私の活動・関心と京都府女性の船で学びたいこと。400字～1千200字）を、市民参画課（〒610・0393（住所不要））へ郵送してください

しめきり＝4月22日(金)（必着）

問合せ先＝京都府男女共同参画課（☎075・414・4291）

シオン吹奏楽フェスタ

日時＝6月19日(日)午後2時30分から（開場は午後1時15分）

場所＝けいはんなプラザ（精華町）

出演＝オオサカ・シオン・ウインド・オーケストラ

内容＝▼2016年度全日本吹奏楽コンクール課題曲クリニック▼アレクサンダーテクニック講座▼客席から参加できる合同演奏▼楽器パート別ワンポイントアドバイス（聴講形式）など。詳しくは、けいはんなプラザホームページ（http://www.keihanna-plaza.co.jp）をご覧ください

料金＝前売券3千円。高校生以下は1千500円。当日券は各500円増。全席指定。未就学児は入場できません

販売開始日＝4月11日(月)

チケット取扱先＝▼㈱けいはんな（けいはんなプラザ3階）▼ケイ・ネット平和堂京田辺店（アル・プラザ京田辺1階）▼ローソンチケット（Lコード53439）▼チケットぴあ（Pコード292・169）▼シオン・チケットセンター（☎0800・919・5508）

問合せ先＝㈱けいはんな（☎95・5115）

広告

健康・福祉

駅前に福祉機能など集約 いきいきサポートセンター

市は4月から、福祉施設の利用者が、より良いサービスを効率的に受けられるよう、市内にある高齢者・障がい者などの福祉関連施設と適応指導教室を集約した「いきいきサポートセンター」を、近鉄新田辺駅東側に開所します。

【所在地】
京田辺市河原食田10・23福味ビル

【入所団体・業務開始日】

▼市教育委員会適応指導教室ポットラック・4月7日(木)

▼㈳京田辺市シルバー人材センター・4月11日(月)

▼京田辺市障害者生活支援センターふらっと・4月11日(月)

▼㈳福祉共生福祉会・4月18日(月)

【問合せ先】
高齢介護課（☎64・1373）

ヘルプマークご存じですか 必要な人に無料で配布

ヘルプマークは、義足などを使っている人、妊娠初期の人など、外見からは援助を必要としていることが分からない人のためのマークです。

ヘルプマークを身につけている人を見かけたら、電車・バスで席を譲る、困っていたら声を掛けるなど、配慮をお願いします。また、必要な人にはヘルプマークを無料で配布します。

ヘルプマーク

配布対象＝次のいずれかに該当し、援助や配慮を必要とする人

▼義足・人工関節を使っている

▼内部障がい・難病がある

▼妊娠初期など

配布場所・問合せ先＝▼障害福祉課（☎64・1372）▼山城北保健所綴喜分室（☎63・5745）

年金生活者等支援臨時福祉給付金

市は6月から、低所得の高齢者を対象に、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。対象となる人には、4月下旬に案内を郵送します。

対象＝平成27年度の臨時福祉給付金の対象者で、昭和27年4月1日以前生まれの人

支給額＝1人3万円

申請期間＝4月28日(木)～8月31日(水)

対象者で、平成27年度の臨時福祉給付金を受給していない人は問い合わせてください。

申請・問合せ先＝市臨時福祉給付金コールセンター（☎0120・631・180）

はり・きゅう・マッサージ施術費を助成

市は、高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成証明書の交付申請を受け付けます。

対象＝市内に住民登録する65歳以上の人

助成額＝保険適用外の施術1回につき2千円

交付枚数＝申請月から平成29年3月までの月数分。最大12枚

申請方法＝健康保険証・印鑑（代理人の場合は委任状と代理人の印鑑）を持参してください

4月2日以降に65歳となる人は、誕生月以降に申請できます。

申請・問合せ先＝国保医療課（☎64・1374）

手話奉仕員養成講座

日にち＝5月13日(金)～9月2日(金)の毎週金曜日（8月12日を除く）

時間＝午後1時30分～3時30分

場所＝社会福祉センター

対象＝市内に在住・通勤・通学する18歳以上で、初めて手話を学ぶ人

内容＝挨拶や自己紹介など簡単な会話を学びます

受講料＝30名

受講料＝無料（テキスト代・選択講座参加費が別途必要）

申込方法＝往復はがきの往信用に、京田辺市（前期）・氏名（ふりがな）・住所・年齢・電話番号・FAX・勤務先か学校名（市外の人）を、返信用に住所・氏名を書いて、5月2日(月)（必着）までに郵送してください

磁気ループの貸し出しや保育を希望する人は、問い合わせてください。

申込・問合せ先＝京田辺市「手話教室」事務局（京都府聴覚言語障害センター内、〒610・0121城陽市寺田林ノ口11・64・☎30・9000、FAX55・7708）

高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種を

高齢者用肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）は、国が定める定期接種です。定期接種の機会は、平成30年度までに1回のみです。対象となる人は、この機会に接種することをお勧めします。

【定期接種】

対象＝本市に住民登録があり、肺炎球菌ワクチンを接種したことがない次の人

▼65歳（昭和26年4月2日～同27年4月1日生）

▼70歳（昭和21年4月2日～同22年4月1日生）

▼75歳（昭和16年4月2日～同17年4月1日生）

▼80歳（昭和11年4月2日～同12年4月1日生）

▼85歳（昭和6年4月2日～同7年4月1日生）

▼90歳（大正15年4月2日～昭和2年4月1日生）

▼95歳（大正10年4月2日～同11年4月1日生）

▼100歳（大正5年4月2日～同6年4月1日生）

▼接種日現在60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器などに障がいがある（身体障害者手帳1級相当）

接種回数＝1回

自己負担額＝2千500円

次に該当する人は、申請すると無料で接種できます。

▼世帯全員が市民税非課税の世帯

▼生活保護の受給者

▼中国残留邦人等支援給付金の受給者

接種方法＝申込書を健康推進課へ提出し、交付された予診票を医療機関に持参して接種してください。申込書は健康推進課・市内医療機関にあるほか、対象者へ5月末頃に郵送します

なお、医療機関によっては、接種費用をいったん窓口で全額支払った後、市から還付となる場合があります。

申込期限＝平成29年3月22日(水)

接種期限＝平成29年3月31日(金)

【定期接種対象外の人は】

定期接種の対象外で接種を希望する人は、次の助成制度を利用できます。

ただし、任意接種となりますので、重い副反応などがあった場合に、予防接種法に基づく救済を受けることができません。定期接種の対象となる年に接種することをお勧めします。

対象＝接種日現在、本市に住民登録がある70歳以上の人

助成額＝4千円（1人1回）

接種方法＝健康推進課か市内医療機関にある申請書を提出し、交付された助成券を医療機関の窓口に提出してください

市外の医療機関で接種する場合は、医療機関で接種費用を全額支払った後、還付の申請をしてください。

【申込・問合せ先】
健康推進課（☎64・1335）

聴覚に障がいがあるなどの理由で、電話をかけることが難しい人は、FAX（FAX63・4781）でも問い合わせを受け付けます。

■障がいのある人の暮らしを支援

日常生活用具の給付要件を拡大

市は、障がいのある人に対する日常生活用具の給付要件を、下表のとおり拡大します。詳しい要件については問い合わせてください。

申請方法＝申請書・該当要件を確認できる障害者手帳・市が委託する業者の見積書・医師の意見書などを持参してください

申請・問合せ先＝障害福祉課（☎64-1372）

給付用具	対象者
特殊マット※	3歳以上の知的障がい者（療育手帳A）
入浴補助用具※	3歳以上の下肢・体幹機能障がい者
頭部保護帽	知的障がい者（療育手帳A）
特殊便器	小学生以上の知的障がい者（療育手帳A）
盲人用体温計	小学生以上の視覚障がい者（障害等級1・2級）
盲人用体重計	
視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ	
点字ディスプレイ	18歳以上の視覚障がい者で、必要と認められる人（障害等級1・2級）
視覚障がい者用拡大読書器	小学生以上の視覚障がい者
紙おむつなど※	3歳以上の知的障がい者で、排尿・排便の意思表示が困難な人（療育手帳A） 3歳以上の直腸・ぼうこう機能障がい者で、高度の排尿・排便障がいがある人
居宅生活動作補助用具	3歳以上の知的障がい者（療育手帳A） 対象工事＝安全柵・緩衝物の取り付け

※介護保険サービスの利用が優先されます。
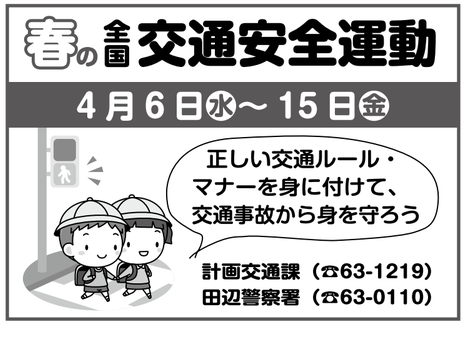
広告